「グローバルCOE	プログラム」(平成20年度採択拠点)事業結果	報告書		概要			
機関名	東京大学機関	番号 1260	1 拠点番号	I04			
1.機関の代表者 (学長)	· (ふりがな〈ローマ字〉) (氏名) 濱田 純一						
2. 申請分野 (該当するものにO印)	F 〈医学系〉 G 〈数学、物理学、地球科学〉 H 〈機	械、土木、建築、その他工学>	・ I <社会科学> J ベ	<学際、複合、新領域>			
3. 拠点のプログラム名称 (英訳名)	国家と市場の相互関係におけるソフトロー —私的秩序形成に関する教育研究拠点形成 Soft Law and the State-Market Relationship: Forming a Base for Education and Research of Private Ordering						
研究分野及びキーワード	〈硼分野: <u>社会科学</u> 〉(ソフトロー)(商法)(経済法)(租税法)(知的財産法)						
4. 専攻等名	大学院法学政治学研究科総合法政専攻 大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター						
5. 連携先機関名	なし						
(他の大学等と連携した取組の場合)							
6. 事業推進	担当者 計20名(拠点リ :等と連携した取組の場合:拠点となる		- ·	割合 [%]			
ふりがな〈ローマ字〉	所属部局(軟等)・職名		現在の専門	刊品 () 1			
(拠点リーダー)							
Iwamura Masahiko 岩村正彦	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、	社会保障 社会保障	5法・法学士	心点リーダー			
Nakata Hiroyasu 中田裕康 Kawakami Shoji	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、考	対授 民法・法	学博士	5場取引部門			
河上正二 Yamashita Tomonobu	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、教	文授 民法、 消	賃費者法・法学博士 「「	5場取引部門			
山下友信 Iwahara Shinsaku	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、著	商法・法	学士	5場取引部門			
岩原紳作 Kanda Hideki	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、孝	対授商法・法	受博士	女府規制部門			
神田秀樹 Nakazato Minoru	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、孝			5場取引部門※			
中里実 Daniel Foote	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、教			女府規制部門※			
ダニエル・フット Asaka Kichimoto	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、考			情報・知的財産部門			
浅香吉幹 Araki Takashi	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、考			情報・知的財産部門			
荒木尚志 Oobuchi Tetsuya	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、考			情報・知的財産部門			
大渕哲也 IIda Keisuke 飯田敬輔	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、孝 注学研治学歴空科総合法政事体 教授			情報·知的財産部門※			
	法学政治学研究科総合法政専攻、教授 法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、孝			対府規制部門 情報・知的財産部門			
森山仏宙 Kansaku Hiroyuki 神作裕之	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)·法曹養成専攻、考			5場取引部門			
Shiraishi Tadashi 白石忠志	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、考			女府規制部門			
Fujita Tomotaka 藤田友敬	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、孝	120175		基礎理論部門※			
Masui Yoshihiro 増井良啓	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、	対授 租税法・	法学士	女府規制部門			
Hata Mizuho 畑瑞穂	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、孝	対授 民事訴訟	法・法学士	基礎理論部門			
Yamamoto Ryuji 山本隆司	法学政治学研究科総合法政専攻(博士課程)・法曹養成専攻、考	対授 行政法・	法学士	基礎理論部門			
Karatsu Keiichi 唐津恵一	法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター、教授(平成2	2年9月1日追加) 企業法・	法学士 (LL. M.) 市	5場取引部門			
Yanagawa Noriyuki 柳川範之	大学院経済学研究科金融システム専攻、教授(平成20年6月30日)	皇加) 契約理論	・経済学博士	基礎理論部門			
Matsumura Toshihiro 松村敏弘	社会科学研究所、教授	産業組織	は論・経済学博士 基	基礎理論部門			
Tanaka Wataru 田中亘	社会科学研究所、准教授	商法、法	と経済学・法学士	基礎理論部門			
Ishikawa Hiroyasu 石川博康	社会科学研究所、准教授(平成20年6月30日追加)	民法・法	学修士	情報・知的財産部門			
Mato Takahito 加藤貴仁	法学政治学研究科総合法政専攻(修士課程)、准教授(平成22	年4月1日追加) 商法・法	学士	5場取引部門			
Goto Gen 後藤元	法学政治学研究科法曹養成專攻、准教授(平成23年4月1日追加)	商法・法	学士	基礎理論部門			
<辞退者> Miyasako Yoshiaki			*	《=部門リーダー			
niyasako Yoshiaki 宮廻美明	法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター、	教授 国際企業	法・法学士 ポープ	5場取引部門			
	(平成22年3月31日 定年退職による)						

機関(連携先機関)名	東京大学(連携先機関なし)			
拠点のプログラム名称	国家と市場の相互関係におけるソフトロー —私的秩序形成に関する教育研究拠点形成			
中核となる専攻等名 大学院法学政治学研究科総合法政専攻				
事業推進担当者	(拠点リーダー) 岩村正彦 法学政治学研究科教授 外25名			

[拠点形成の目的]

本拠点形成の目的は、21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー――ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成」(以下、21世紀COEプログラムという)における研究教育活動の実績を踏まえ、次の2つを達成することにあった。

(1)ソフトローの実態の解明と理論的分析をさらに進展させ、それを通じて、わが国の実定法研究を、実証に基礎を置く社会科学としての規範研究へと発展させる。

(2)ソフトローに関する先端的な教育を行うことで、(i)法学を実証に基礎を置く社会科学としての規範研究へと発展させる理論研究の担い手となるべき若手研究者を育成し、(ii)国際競争力を備えた法律家を養成し、国内外のルールの実際の策定過程において中心的な役割を担う人材を供給し、さらに、(iii)アジアに特有のルールの発見とあるべきルールの形成に寄与しうるような、アジア各国の法学研究者・法曹実務家を養成する。

[拠点形成計画及び達成状況の概要]

本拠点における教育研究の対象とする「ソフトロー」とは、国の法律ではないため、最終的に国家によるエンフォースメントが保証されていないにもかかわらず、現実の経済社会において国や企業が何らかの拘束感を持ちながら従っている諸規範を指す。その形態は、国の側から発出されるもの、企業あるいは市場の側で作成されるもの、国境をまたいだ国際的諸関係において成立しているものなどさまざまである。現代のビジネスローにおいては、このような一見つかみどころのないソフトローが膨大に存在し、また実際にも重要なウエイトを占めており、企業活動のありかたを大きく左右している。当拠点では、21世紀COEプログラムにおける教育研究活動の実績を踏まえ、さらに一層深化、発展させるために、ソフトローに関する教育・研究活動として、以下のことを行った。

まず人材育成計画として、(1)ソフトロー研究を通じ、わが国の実定法研究を、実証に基礎を置く社会科学としての規範研究へと発展させる理論研究の担い手となるべき若手研究者を育成するために、事業推進担当者やグローバルCOE特任教授等の教員によって、法学政治学研究科の正規のカリキュラムの中で、グローバルCOE提供科目を展開した。またソフトロー研究に従事する、RAや特任研究員を採用し、若手研究者の育成に努めた。(2)確固たる理論的バックグラウンドを有することで、あるべきソフトローの形成に実際の現場で貢献しうるような、国際競争力のある法律家を養成するため、若手法律家を国際機関や海外の法律事務所において経験を積ませるための「海外派遣プログラム」を実施した。

研究活動計画としては、21世紀COEプログラムにおける基本的な研究組織を維持し、①基礎理論部門、②政府規制部門、③市場取引部門、④情報・知的財産部門の体制で活動を継続し、同プログラムにおける研究成果を継承しつつその発展に努めた。とりわけ、それらは欧米のモデルで説明できないわが国(あるいはアジア社会)固有のソフトローが存在するのではないかといった問題意識にたち、個別の事例に関するケーススタディの研究の集積を図った。研究成果の公表としては、各年度末に定期的にシンポジウムを行ったほか、研究成果を国際的に発信するために、国際シンポジウムや国際セミナーを開催した。さらに欧米流のグローバル・スタンダード化が進むことの意味と是非について学問的な検証を行い、アジアに特徴的なルールの形成に寄与しうるような、アジア各国の法学専門家・法曹実務家を養成するために、BESETO(北京大学・ソウル国立大学との共同プロジェクト)の一環としてのシンポジウムの開催をはじめとするアジア諸国との共同研究を実施した。研究成果の発信としては、「ソフトロー研究」「GCOEソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ」を刊行すると同時に、英文雑誌 "UT Soft Law Review"を創刊し、定期的に刊行を続けた。

なお、平成21年度以降、当初見込んでいた予算額より大幅な減額が行われたことから、当初の拠点形成計画をそのままの規模で実施することは困難となり、一部の再編成を図らざるを得なくなった。具体的には、21世紀COEプログラムにおいて構築した「ソフトロー総合データベース」について、新たな領域のデータも追加的に収集する作業は断念し、情報の最低限のアップデートを行うにとどめることとした。また、ソフトローに関連する文献の蒐集や若手研究者の海外研究集会への参加についても、当初の計画からは大幅に規模を縮小せざるを得なかった。

6-1. 国際的に卓越した拠点形成としての成果

国際的に卓越した教育研究拠点の形成という観点に照らしてアピールできる成果について具体的かつ明確、簡潔に記入してください。

国際的な研究拠点の形成

従来ソフトローを取り上げて、その研究に特化した研究拠点は世界的に見ても類例の少ない独創 性の高いものと評価されている。 先行する21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係における ソフトロー――ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成」以来10年間の活動の結果、英文刊行物 (UT Soft Law Review, News Letter) 等を通じた情報発信も、ソフトロー研究の国際的最前線を牽 引する研究拠点として認識されてきている(後述6-2)。このように法学の領域で国際的に認識 される拠点作りがなされたことが第1の成果というべきであろう。国際的研究拠点にふさわしく、 12回の国際コンファレンス、20回に及ぶ国際セミナーが開催されている。また拠点における理論研 究の成果も積極的に海外に向けて発信されている (重要な成果として、たとえばMinoru Nakazato, J. Mark Ramseyer and Eric Bennett Rasmusen, "Public and Private Firm Compensation Compared: Evidence from Japanese Tax Returns" Korean Economic Review, vol.25(1), 2009; Hiroyuki Kansaku, "Private Ordering auf dem Finanz- und Kapitalmarkt" Heinz-Dieter Assmann=Tamotsu Isomura=Hiroyuki Kansaku=Zentaro Kitagawa=Martin Nettesheim (Hrsg.), Markt und Staat in einer globalisierten Wirtschaft, Mohr Siebeck, 2010; Hideki Kanda, "Takeover Defenses and the Role of Law in Japan," UT Soft Law Review No. 2, 2010; Wataru Tanaka" Going-private and the Role of Courts: A Comparison of Delaware and Japan", UT Soft Law Review, vol. 4, 2012, ;Tomotaka Fujita, "Corporate Governance and the Rule of Soft Law", UT Soft Law Review, Vol. 5,2013, ; Tomotaka Fujita and Toshihiro Matsumura, "The Evolution of Social Norm: Economic Modeling", UT Soft Law Review, Vol. 5, 2013等がある)。

外国人研究者の国際的に認知されるに伴い、諸外国から当拠点における研究を志望する者が増加してきた。資金の関係もあり、1年あたり1,2名に限定されたが、アジア諸国に加え、フランス、エストニア、ポーランド、イスラエル等、幅広い地域から研究員を受け入れることで、密度の高い学術交流が行われた。

前述の通り(2 [国際競争力ある大学づくりに資するための試み(3)参照])、北京大学法学院・国立ソウル大学法学部・東京大学大学院法学政治学研究科という東アジアの法律学研究の3極による学術交流が定期的に行われている。当拠点はBESETOプログラムとよばれる三大学連携を深化させるために有効に機能し、アジア独自のルールの形成に寄与しうるような、アジア各国の法学専門家・法曹実務家を養成することにつながった。

国際競争力のある若手法律家の育成

博士課程学生から特任研究員、RAを積極的に採用すると同時に、学外の研究機関やソフトローの形成にかかる組織(たとえば日本銀行金融研究所、東京証券取引所)からも、研究員を受け入れ、理論的な素養のある若手法律家の育成に努めた。

また国際機関や海外の主要ローファーム等へインターンとして派遣することを通じて、国際競争力のある若手法律家を数多く育成したのは、教育拠点としての大きな成果である(派遣者は50名)。わが国では、国際的に活躍できる法律家としてのキャリアパスの形成のために組織的なバックアップがなされることはこれまでほとんどなく、非常に貴重な試みであったと言える。この海外派遣プログラムは、派遣先の国際機関等からも高く評価され(6-2参照)、その趣旨に賛同する企業等からの支援により、本事業終了後にも継続することになっている。

「グローバルCOEプログラム」(平成20年度採択拠点)事後評価結果

機関名	東京大	二学	拠点番号	104		
申請分野	社会科学					
拠点プログラム名称	国家と市場の相互関係におけるソフトロー					
中核となる専攻等名	となる専攻等名 法学政治学研究科総合法政専攻					
事業推進担当者		(拠点リーダー名)岩村 正彦		外 25 名		

◇グローバルCOEプログラム委員会における評価(公表用)

(総括評価)

設定された目的は概ね達成された。

(コメント)

大学の将来構想と組織的な支援については、本拠点が東京大学全体の将来構想において戦略的なものとして位置づけられ、国内外からの若手研究者の獲得や、インドや米国イェール大学への教育研究拠点の構築など、総長を中心としたマネジメント体制の下で授業料免除者枠の拡大などによる、重点的支援が行われたものと評価できる。

拠点形成全体については、ソフトローの実態解明と理論分析を通じて、実証に基礎を置く規 範研究という法学研究の方法論のイノベーションを目指して運営マネジメントを機能させる努 力と工夫がなされたものと評価できる。一方、このことが事業推進担当者全体に十分浸透し機 能したのかは、明らかとなっていない。

人材育成面については、国際的ローファームへの現場研修や海外の諸大学(北京大学、ソウル国立大学等)との国際シンポジウムの共催などによる、国際的競争力のある若手人材の育成やアジア諸国の人材育成に成果を挙げたことは評価できる。一方、このような人材育成と本拠点が目指した法学研究の方法論のイノベーションとの関係は明らかではない。

研究活動面については、国際セミナーの開催や英文雑誌「UT Soft Law Review」の創刊など、事業推進担当者の旺盛な研究活動は評価できる。一方、本拠点が目指した法学研究の方法論のイノベーションを示す事業推進担当者の研究活動もみられるが、事業推進担当者の研究活動全体に及んでいるかは明らかでない。

今後の展望については、本拠点の国際的教育研究拠点としての事業活動を今後も継続させる 試みがなされているものと評価できる。一方、本拠点が目指した法学研究の方法論のイノベー ションを目指す事業活動を国際的に展開するためには、人材面、資金面、運営マネジメント面 で相当の努力と工夫が求められる。